

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則案について

義務教育課

1 改正理由

平成 29 年 10 月の人事委員会勧告により、給与制度の総合的見直しに係る経過措置が廃止されることに伴う学校職員のへき地手当等に関する規則（昭和 46 年長野県教育委員会規則第 3 号）の所要の改正

2 改正内容

55 歳を超える学校職員に係るへき地手当及びへき地手当に準ずる手当の特例規定（0.5%減額規定）の削除

3 施行日

平成 30 年 4 月 1 日

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則（案）

学校職員のへき地手当等に関する規則（昭和46年長野県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

学校職員のへき地手当等に関する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、昭和45年5月1日から適用する。 (削る)</p>	<p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行し、昭和45年5月1日から適用する。 (55歳を超える学校職員のへき地手当の特例)</p> <p>2 条例附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される学校職員に対するへき地手当の支給に当たっては、第3条第1項又は第2項に規定するへき地手当の額から、当該学校職員の給料月額に100分の99.5を乗じて得た額の0.5を乗じて得た額（当該学校職員の給料月額に100分の99.5を乗じて得た額が、当該学校職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額に達しない場合にあつては、当該学校職員の給料月額から当該学校職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額を減じた額）に相当する額を減ずる。 (55歳を超える学校職員のへき地手当に準ずる手当の特例)</p> <p>3 条例附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される学校職員に対するへき地手当に準ずる手当の額から、当該学校職員の給料月額に規定するへき地手当に準ずる手当の額から、当該学校職員の給料月額に規定するへき地手当に準ずる手当の月額に100分の0.5を乗じて得た額（当該学校職員の給料月額に100分の99.5を乗じて得た額が、当該学校職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額に達しない場合にあつては、当該学校職員の給料月額から当該学校職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額を減じた額）に相当する額を減ずる。</p>